

新製品開発による多摩産材普及事業実施要領

平成29年3月31日付28産労農森第1171号
改正平成30年3月13日付29産労農森第1246号

(目的)

第1 この要領は、新製品開発による多摩産材普及事業実施要綱（平成29年3月31日付28産労農森第1170号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する新製品開発による多摩産材普及事業の運用に必要な事項を定め、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(応募条件)

第2 次の各号に定める要件をすべて満たすこと。

- (1) 補助対象経費が200万円以上であること。
- (2) 開発製品について、自社カタログやWEB等に掲載すること。
- (3) 事業完了後3年間、多摩産材利用量を報告すること。
- (4) 事業完了後3年間、開発製品の販売促進活動を報告すること。
- (5) 事業完了後3年間、多摩産材の認知度向上に対する取組及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（PR活動）を報告すること。
- (6) 都が主催する木材製品展示会の出展に協力すること。

(補助対象経費)

第3 補助対象となる経費については、別表1に掲げるもののうち、事業実施に必要な最小限の経費とする。

(事業費及び補助金額)

第4 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金額の上限を500万円とし、それを超える場合は、超えた額を自己負担とする。

(事業の公募に関する内容)

第5 実施要綱第5に規定する公募に応じる者は、多摩産材利用量を設定するものとし、その達成のために総合的かつ一体的な事業計画を作成するものとする。

2 実施要綱第5に規定する公募に応じる者は、次の各号に定める応募書類を知事に提出しなければならない。

なお、応募書類は郵送又は持参により提出するものとする。

(1) 応募書類

提出部数は6部とする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

ア 新製品開発による多摩産材普及事業申請書（第1号様式）

イ 経費内訳書（第2号様式）

ウ 申請者の概要（第3号様式）

エ 企画書（イメージ図及び製品開発フロー図は必須、開発方法、製品の用途、期待される効果等）（様式自由）

オ 開発製品の販売促進活動に関する計画資料（様式自由）

カ 多摩産材の認知度向上に対する取組及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（PR活動）に関する計画説明資料（様式自由）

キ 過去に行った多摩産材に関する取組について（様式自由）

(2) 応募先

東京都産業労働局農林水産部森林課

(3) 応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日とする。

(事業の実施)

第6 実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、新製品開発による多摩産材普及事業補助金交付要綱（平成29年3月31日付28産労農森第1172号）に基づき、予算の範囲内において補助する。

2 本事業の実施期間は、補助金の交付決定日以降とし、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3関係）

区 分	内 容
技 術 者 給	技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。
賃 金	アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
謝 金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。
旅 費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に参加する委員並びに指導者等の旅費とする。
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等、試験に必要な機具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加的に必要となる人的サービスに対して支払う経費、実証に必要な認証申請等の手数料の経費とする。
委 託 費	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械機具等の借料及び損料、試験器具・機械等借上げに要する経費とする。
そ の 他	別途協議のこと